

島 免 乙 第 2007 号
島 交 指 乙 第 170 号
平成 30 年 3 月 19 日

各 所 属 長 殿

保存期間	3	年
------	---	---

島 根 県 警 察 本 部 長

外国運転免許証を所持する者の運転に係る政令国の追加について（通達）
道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 1 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から道路交通法施行令に定める外国運転免許制度の対象国としてエストニア共和国が加えられることとされた。同国における運転免許制度の概要及び日本語による翻訳文等の様式については次のとおりであるので、同国の運転免許証の取扱いについて、交通指導取締り等の現場における対応に誤りのないようになりたい。

記

1 改正の内容

道路交通に関する条約（昭和 39 年条約第 17 号）に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるもの（以下「政令国」という。）が発給した運転免許証で日本語による翻訳文が添付されたものを所持する者については、本邦に上陸した日から起算して 1 年間、当該運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとされている（道路交通法第 107 条の 2）。

この度、この政令国（道路交通法施行令第 39 条の 4）にエストニア共和国が加えられた。

2 エストニア共和国における運転免許制度の概要

別紙のとおり

3 日本語による翻訳文の様式

別添 1 及び別添 2 のとおり

4 留意事項

エストニア共和国の運転免許証の取扱いにつき、交通指導取締り等の現場における対応に誤りがないう、職員に対する教養を徹底すること。

また、外国運転免許制度は、主に外国人観光客等の短期滞在者を対象とした制度であることを踏まえ、県内のレンタカー協会等を通じるなどして、レンタカー事業者に対して制度の概要並びにエストニア共和国の運転免許証及びこれに添付する日本語による翻訳文の様式の周知徹底を図るとともに、自動車等を貸し出す際の適切

な運転免許証及び翻訳文の確認や、外国人運転者に対する我が国の交通ルールの周知について、協力を求めること。

なお、警察庁から一般社団法人レンタカー協会に対し、この改正に係る周知依頼文が発出予定とされている。

5 参考事項

道路交通法施行令第 39 条の 4 に定める我が国と同等の運転免許制度を有する国又は地域は、エストニア共和国が加わり次の 8 か国（地域）となる。

- ① エストニア共和国
- ② スイス連邦
- ③ スロベニア共和国
- ④ ドイツ連邦共和国
- ⑤ フランス共和国
- ⑥ ベルギー王国
- ⑦ モナコ公国
- ⑧ 台湾

別紙 〔略〕